

○大町市水道事業等経営審議会条例

平成6年9月30日

条例第14号

改正 平成7年3月27日条例第1号

平成11年6月30日条例第22号

平成13年6月29日条例第27号

平成21年3月19日条例第1号

平成25年12月25日条例第43号

令和6年3月15日条例第11号

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、大町市水道事業等経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、水道事業、公営簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業（この条において「水道事業等」という。）の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 水道事業等の経営に関する重要な事項
- (2) 水道料金及び簡易水道料金に関する事項
- (3) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関する事項
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による市民等

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設水道部上下水道課が行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月30日条例第22号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月29日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現にこの条例による改正前の規定によって委嘱又は任命された附属機関の委員は、この条例によって委嘱又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成21年3月19日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大町市下水道事業経営審議会条例の廃止)

2 大町市下水道事業経営審議会条例(平成7年条例第39条)は、廃止する。

附 則 (令和6年3月15日条例第11号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大町市上下水道事業経営審議会の情報公開について

大町市情報公開条例第7条第5項に基づきまして、大町市上下水道事業経営審議会の情報公開につきましては、前回と同様の取扱いといたします。

1. 第三者の審議会傍聴について

誰でも全ての審議会の傍聴を認める
しかし、審議事項における傍聴は認めない

2. 審議資料・議事録等の文書の公開時期について（公文書公開請求のあった場合）

審議途中は公開せず、答申終了後、すべてを公開する

3. 議事録の公開内容について

委員名を仮名にして表記する。

例) A委員 ……

B委員 ……

※ なお、議事録作成にあたっては、毎回の審議会終了後、事務局で議事録（案）を作成し、すべての委員に送付して内容をご確認いただき、加筆・修正等の意見を出していただいた上で、正式な議事録にし、次回審議会の冒頭で、審議会の上承をいただく予定です。

大町市情報公開条例

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 略

1 趣旨

市並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は狭義に関する情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され市民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすものがあります。このため、本号では、このような情報を非公開とすることとしたものです。

2 解釈

○「**審議、検討又は協議に関する情報**」とは、市の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定が行われるまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は市の機関等が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、さまざま審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成、又は取得された情報をいいます。

○「**率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ**」とは、それぞれに「不当」としての文言を付していることから明らかなとおり、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が重大であり、非公開とすることに合理性が認められる場合を意味します。予想される支障が「不当」かどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較考慮したうえで判断されます。

3 運用

本号で想定される誤解・混乱は、当該情報が審議・検討段階の未成熟なものであることを十分に周知徹底させたいことで公開すれば、かなりの程度回避し得ると思われます。また、早期の段階で計画案が公表されるに伴い、議論が紛糾することを直ちに混乱と決め付けるべきではありません。

市の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった市の意思決定等にかかわる情報は、どの時点で公開すべきか慎重に判断し、可能な限り公表されることが望まれます。